

受 理 番 号	請 願 第 2 6 号
件 名	イスラエルに対して、即時停戦と和平協議への参加を求めることについて
要 旨	<p>広島市は内外からの批判の声が高まる中で、あえてイスラエル政府に対する8.6平和記念式典への招待状発送を強行した。これは「招待は保留」とし「即時停戦を求める書簡」を送付した長崎市と比べると非常に分かり難い“対照的な対応”である。</p> <p>6月10日、国連安保理はついに米国提案の「全面的かつ完全な停戦」を求める決議案を採択。しかしネタニヤフ首相はこれを事実上拒否し、対応をめぐる意見対立が拡大した「戦争内閣」は空中分解した。「停戦への道筋」はまだ誰にも見えない。</p> <p>それでもイスラエル軍による民間人無差別攻撃イコール大量虐殺だけはやむことなく続けられており、犠牲者は日々増え続けている。</p> <p>「10/7以来、ガザでは少なくとも3万7,396人が死亡、8万5,523人が負傷。ハマス主導の攻撃によるイスラエル国内の死者数は修正値で1,139人、ガザではいまだ数十人が捕虜となっている。」（6/19付けアルジャジーラ英語版）</p> <p>「6/19国連・独立調査委員会はガザ地区で活動するイスラエル軍が“住民のほぼ全員を危険で居住不可能な狭い囲い地に強制的に移送”し、人口密集地域で重火器を使用して“民間人に対する意図的な直接攻撃”を行った」との新しい報告を発表した。（6/19付けアルジャジーラ英語版）</p> <p>61年前（1963年12月）の「原爆裁判（下田事件）」判決を想起していただきたい。東京地裁は、その中で「米軍の広島・長崎への原爆投下は、国際法に違反する」と明解に断じた。</p> <p>「国際法（戦時国際法・国際人道法）は、原則として、非戦闘員や非軍事施設への攻撃を禁止している（軍事目標主義）。また、不必要な苦痛を与える兵器の使用を禁止している。原爆投下は、そのいずれにも違反する。」（所出・日本反核法律家協会HPより）</p> <p>今、イスラエルが行っている一方的武力攻撃は、明らかに国際法（戦時国際法・国際人道法）に違反する戦闘行為であり「戦争犯罪」である。79年前、完全な廃きよと化したくヒロシマ・ナガサキの記録映像と、今毎日のように報道されるくガザの映像は、どちらがどちらか区別もつかないぐらいである。徹底的な破壊と殺り</p>

要 旨	<p>くが進行するガザは「あの日のヒロシマ・ナガサキと同じだ」と私たちは心を痛めている。</p> <p>「この世の地獄だ」との悲鳴が聞こえてくるガザ、パレスチナ全域での無差別攻撃、民間人虐殺を一分一秒でも早く止めるために、広島市にもう一步踏み込んだ行動を取っていただきたいとお願いしているのである。</p> <p>8. 6、8. 9を待たず、平和首長会議「会長都市・広島市」と「副会長都市・長崎市」が互いに連携しイニシアティブを発揮して、イスラエルに、そして世界に対する「明確な停戦－和平へのメッセージ」を発していただきたいと思い、広島市は、「平和首長会議・会長都市」として、「同・副会長都市（長崎市）」と足並みをそろえ、イスラエルに対し「即時停戦と和平協議への参加」を求める声明を発していただくよう連署をもって請願する。</p>
--------	---